

<支給認定の整備について>

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や認可保育施設で保育を受けるために「教育・保育の必要性」について、市が認定することになっています。

栗東市では、この認定を従来からの“中時間保育課程”“長時間保育課程”にて対応してきましたが、国の基準との違いがあることや、法人立保育園入所児には中時間保育課程がないことなど、見直しが必要な点があることから、平成29年度入園申請にあわせて整備するものです。

【整備する内容】平成28年度までと平成29年度からの相違点

- ① 保育必要量（保育時間）の保育標準時間・保育短時間の時間帯設定について
- ② 保育の必要性の事由ごとの保育必要量について
- ③ 延長保育時間について
- ④ 延長保育料について

内容	平成28年度まで	平成29年度から
① 時間帯設定について	<p><公立保育園・幼稚園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育課程 7：30～18：30 ・中時間保育課程 7：30～16：00 <p><法人立保育園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育課程 7：00～18：00 ・中時間保育課程 設定なし <p>・保育時間（長時間保育課程・中時間保育課程）については、保護者が就労等の状況にあわせて選択する。</p> <p>・中時間保育課程の保育料については、長時間保育課程の75%とする。</p>	<p><公立保育園・幼稚園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間認定 7：30～18：30 ・保育短時間認定 8：00～16：00 ※国の基準により8時間とする。 <p><法人立保育園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間認定 7：00～18：00 ・保育短時間認定 各園の設定時間による8時間 ※法人立保育園においても公立同様保育短時間認定を設ける。 <p>・保育の必要性（保育標準時間認定・保育短時間認定）については、保護者の就労・通勤時間等の状況から市が認定する。</p> <p>・保育短時間認定の利用者負担額（保育料）は、保育標準時間認定の75%とする。但し、今後、見直すこともあることを周知しておく。</p>
② 保育の必要量について	<p><従前と変更する内容のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業 産後6ヶ月まで。 <p>在園の兄・姉が対象。育児休業中が前提となるため、定期的に就労（育児休業）証明を求める。</p> <p>※ 翌年度4月1日までの復職証明があれば、年度内継続可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業 産後1年まで。 <p>※ 今までの要件では、誕生月により不公平さが生じていた為、全て産後1年（対象児が1歳の誕生日を迎える月の月末まで）とする。</p> <p>在園の兄・姉が対象。育児休業中が前提となるため、定期的に就労（育児休業）証明を求める。</p> <p>※ 4月1日までの復職証明の事項はなしとする。</p>

内容	平成28年度まで	平成29年度から
③ 延長保育時間について	<p><延長保育></p> <p>・公立保育園・幼稚園における延長保育は実施なし。 保育時間（中時間保育課程・長時間保育課程）を越えても、延長保育料は発生しない。</p>	<p>○原則的な保育時間（8時間） 認定区分にかかわらず利用できる保育時間</p> <p>○保育標準時間で利用可能な時間（11時間） 保育標準時間認定で原則的な保育時間（8時間）に送迎できない場合に、就労時間や通勤時間で必要な時間（就労証明による）に限り、利用するものとする。※保育料の別途徴収はなし。</p> <p><保育短時間認定における延長保育> 保育短時間認定の場合、8時間が給付費の対象であるため、就労や通勤の関係等でこれを越えた場合に、すべての時間が延長保育時間となる。</p> <p>・7:30～8:00 ・16:00以降 ※保育料を別途徴収する。</p> <p><保育標準時間認定における延長保育> 原則的に公立保育園・幼稚園はなしとする。 ※但し、18:30を越えた場合には、延長保育料が発生する。</p>

④ 延長保育料について

<公立保育園・幼稚園>

保育必要量	延長保育時間	延長保育料金	
		回 額	月 額
保育標準時間	18:30を超過した場合	200円/h・保育料平均の時間単価	
保育短時間	7:30～8:00	100円・保育料平均の時間単価の1/2	2,000円
	16:00～16:30	100円・保育料平均の時間単価の1/2	
	16:31～17:00	100円・保育料平均の時間単価の1/2	
	17:01～17:30	100円・保育料平均の時間単価の1/2	
	17:31～18:30	100円・保育料平均の時間単価の1/2	
	18:30を超過した場合	200円/h・保育料平均の時間単価	

<法人立保育園>

保育必要量	延長保育時間	延長保育料金
保育標準時間	18:00～20:00（*19:00）	各法人立保育園の定めによる
保育短時間	7:00～8:00（*8:30、9:00）	各法人立保育園の定めによる
	18:00～20:00（*19:00）	各法人立保育園の定めによる

*延長保育時間の設定については、各法人立保育園による

育児休業改正資料

		h28	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	h29	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	産後期間	
		4月									1月																改正前
4月 生まれ	改正前	産後6ヶ月						翌年4/1復職証明年度内継続												11ヶ月	12ヶ月						
	改正後	産後12ヶ月																									
5月 生まれ	改正前		産後6ヶ月																	10ヶ月							
	改正後		産後12ヶ月																								
6月 生まれ	改正前		産後6ヶ月																9ヶ月								
	改正後		産後12ヶ月																								
7月 生まれ	改正前		産後6ヶ月															8ヶ月									
	改正後		産後12ヶ月																								
8月 生まれ	改正前		産後6ヶ月														7ヶ月										
	改正後		産後12ヶ月																								
9月 生まれ	改正前		産後6ヶ月															6ヶ月									
	改正後		産後12ヶ月																								
10月 生まれ	改正前		産後6ヶ月				翌年4/1復職証明年度内継続												17ヶ月								
	改正後		産後12ヶ月																								
11月 生まれ	改正前		産後6ヶ月			翌年4/1復職証明年度内継続												16ヶ月									
	改正後		産後12ヶ月																								
12月 生まれ	改正前		産後6ヶ月			翌年4/1復職証明年度内継続												15ヶ月									
	改正後		産後12ヶ月																								
1月 生まれ	改正前		産後6ヶ月				翌年4/1復職証明年度内継続												14ヶ月								
	改正後		産後12ヶ月																								
2月 生まれ	改正前		産後6ヶ月			翌年4/1復職証明年度内継続												13ヶ月									
	改正後		産後12ヶ月																								
3月 生まれ	改正前		産後6ヶ月				翌年4/1復職証明年度内継続												12ヶ月								
	改正後		産後12ヶ月																								

B型肝炎の定期接種化について

(平成 28 年 10 月 1 日施行)

1 栗東市の方針

平成 28 年 6 月 22 日に予防接種施行令が改正され、平成 28 年 10 月 1 日より B 型肝炎予防接種を定期接種（A 類）として扱います。

なお、接種にあたっては、他の予防接種と同様に医療機関での個別接種とし、これまで同様に一般社団法人草津栗東医師会の御協力をいただきながら、委託方式（個別接種）にて事業を実施します。

2 平成 28 年度 B 型肝炎予防接種の実施時期

平成 28 年 10 月 1 日（土）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

3 平成 28 年度 B 型肝炎予防接種の接種対象者

	B型肝炎
対象者	○平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた、生後 1 歳の誕生日の 1 日前までの児（標準的には、生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間）
対象外	○HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのあるものであって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組み換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことがある者
その他	○すでに B 型肝炎を任意接種した方について 平成 28 年 10 月 1 日より前（定期の予防接種が開始される前）の注射であって、定期の予防接種の B 型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種の B 型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の B 型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。

4 予防接種料

無料

5 周知方法

広報や乳幼児健診等での周知啓発と、対象児（保護者）への案内通知